

入札説明書(令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所水環境保全再生研究ステーション電  
気供給契約)  
に対する質問回答書

国立研究開発法人国立環境研究所  
(閲覧期間:令和8年1月9日～令和8年2月3日)

【電子入札システム対応】令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所水環境保全再生研究ステーション電気供給契約  
件名 :

番号	質問対象書類	質問対象項目	質問内容	回答内容
1	入札説明書		提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出日で問題ございません。ただし、提出締切日を超過した提案書類一式は無効扱いとなりますので、ご注意ください。
2	入札説明書		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	割印・ホッチキス留めの指定はございません。郵送提出の際は二重封筒のご対応をお願いいたします。
3	入札説明書		入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	各単価に消費税及び地方消費税を含むことはできません。端数処理につきましては内訳書の留意事項をご参照ください。記載の無いものについては特段端数処理の方法に指定はございません。
4	入札説明書		各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	本契約は水環境保全再生研究ステーション全体での契約となります。（複数施設扱いではございません。）
5	入札説明書		各施設においてプラン形態（季節別・時間帯別等）が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。	本契約は水環境保全再生研究ステーション全体での契約となります。（複数施設扱いではございません。）
6	入札説明書		入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	内訳書についてはエクセル形式のものを公告HP下部に追加しました。入札書・紙入札方式参加届・適合証明書については公告中のPDFをご利用ください。その他の書類については任意様式で問題ございません。
7	入札説明書		落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定いたします。
8	入札説明書		入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	承知いたしました。
9	入札説明書		落札者が決まりず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。	辞退届の提出は不要です。ただし、2回目の入札時に辞退の意思を確認させていただく可能性があることをご承知おきください。
10	入札説明書		契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	2026年4月1日を締結日とさせていただきます。そのため、こちらの日付までにご提出いただけましたら問題ございません。提出日の延長については協議可能です。
11	入札説明書		市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	可能ですが、市場調整額については旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）の約款を想定しております。 入札金額に市場調整額は含めず、請求時には当該約款に則した金額である必要がございますので、ご了承ください。 また、市場価格等調整額・再エネ賦課金以外の金額が生じる場合は請求ができませんので、入札金額に含めることといたします。
12	仕様書		自家発補給電力の契約はありますか。	契約はございません。
13	仕様書		契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となつた場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	現時点で予定はございません。
14	仕様書		予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	現在予備電力は契約しております。予備線からの供給となります。
15	仕様書		自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置はございます。
16	仕様書		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整額については旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）の約款を想定しております。 本調達の燃料費調整額及び市場価格調整額については入札金額に含めず、当該約款に基づき当該電力使用月に適用される燃料費等調整単価により算出、請求してください。

17	仕様書	特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後1回の提出でご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は上半期、下半期ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後1回の提出となることご了承いただけますでしょうか。	特定電源割当証明書については、暫定値で差し支えありませんので、仕様書の通り各半期のご提出をお願いいたします。
18	仕様書	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力（使用電力量の100%）を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	承知いたしました。その場合は、一括購入された非化石証書の中に、NIES買電量が含まれていることを証明できるものも合わせてご提出ください。 (例：購入した非化石証書分と、貴社供給地点における再生可能エネルギー100%電力発電量が同量であることを証明する書類など、仕様書記載の通り、非化石証書の権利が第三者に移転されていないことを確認できるもの)
19	仕様書	特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。	承知いたしました。1枚の発行で問題ございません。
20	仕様書	供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
21	その他	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では支払義務発生日（計量日）の翌日から起算して30日以内を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	支払い方法について承知いたしました。支払い期日につきましては、計量日～請求日の間隔にもよりますが、請求日から30日以内でお願いいたします。
22	その他	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
23	その他	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	承知いたしました。
24	その他	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りです。1枚の請求書に対し、複数から支払われるということはありません。
25	その他	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますがよろしいでしょうか。	問題ございません。
26	その他	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ございません。なお、請求書については発行されたタイミングで通知される認識です。
27	その他	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますますが問題ございませんでしょうか。	承知いたしました。
28	その他	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は計量日同日で差し支えございません。
29	その他	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	協議は可能です。詳細については協議の際に確認させていただきます。
30	その他	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	燃料費等調整額については旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）の約款を想定しております。 本調達の燃料費調整額及び市場価格調整額については入札金額に含めず、当該約款に基づき当該電力使用月に適用される燃料費等調整単価により算出、請求してください。
31	その他	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	可能です。ただし、その場合は入札金額以外で契約期間中に請求出来る金額は市場価格調整額・再エネ賦課金のみとなります。
32	その他	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
33	その他	当社は2025年4月1日適用の旧一般電気事業者と同一の燃料費等調整額を適用しており、旧一般電気事業者の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（2025年4月1日実施）における附則、(11)業務用電力、水料金に記載の燃料費等調整額と市場価格調整額を契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	承知いたしました。承知いたしました。燃料費等調整額については旧一般電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社）の約款を想定しております。 本調達の燃料費調整額及び市場価格調整額については入札金額に含めず、当該約款に基づき当該電力使用月に適用される燃料費等調整単価により算出、請求してください。

34			計量日が1日以外の場合、初回請求は使用期間4月1日～4計量日の前日分を5月にご請求いたします。最終分の使用期間である3月計量日～3月31日のご請求は5月にご請求となり、年13回の請求となること、「ご了承いただけますでしょうか。」	検針日については、仕様書に記載のとおり毎月1日を原則としております。また、初回請求が5月となりますと、弊所の決算作業に支障をきたしますので、4月中までには金額 자체は判明するよう事前に調整させていただきたく存じます。
35			入札額の算定において燃料費調整額を算入しないものと了承しております。 弊社電気需給約款の規定に関わらず、実際の契約・請求において燃料費調整を行わない契約は可能でしょうか。	可能です。ただし、その場合は入札金額以外で契約期間中に請求出来る金額は市場価格調整額・再エネ賦課金のみとなります。
36			再生可能エネルギー電気の供給について、その証明書の発行は供給終了後最大半年ほどかかりますがよろしいでしょうか。（使用が終了し供給量が決まってから非化石証書を市場調達する予定のため）	承知いたしました。
37			非化石証書を活用し再生可能エネルギー100%で供給することができますが、CO2排出量が0であることは担保できませんがよろしいでしょうか。	仕様書に記載の「再生エネルギー100%であることを証明する証書等」を提供いただき、CO2排出係数が0であることが必要になります。
38			現状、すべての地点の計量日は毎月1日～末日となっていますか。	現在検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとしております。なお、代金の算定期間は、毎月1日から当該月の末日までの期間とさせていただいております。
39			同一条件下での入札ができるよう、参加予定の全社からの質疑および回答についてその内容をご共有いただきたいです。	ご質問および回答については全て本ページに掲載しております。